

月刊 労運研レポート No. 5

2014年11月10日号

- ・ 巻 頭 言 「安倍政権主導の「政労使会議」に幻想を持ってはならない！」
遠藤 一郎……………2P
- ・ 労運研合宿報告「安倍政権に向けた主体の強化を」
伊藤 彰信……………3P
- ・ 政治情勢「安倍政権のゆくえとその権力構造について」
明石 謙一……………5P
- 女性コーナー
- ・ 「女性の活躍推進法ですべての女性は輝けるのか」
柚木 康子……………10P
- ・ 私も一言「安倍政権が目玉とする『女性の活用』」
大椿 裕子……………10P
- 書 評
- ・ 「歴史に学ばな」鈴木邦男著
長尾 伸夫……………11P

■発行・労働運動研究交流集会実行委員会(労運研)

(大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信 ■年間 2000 円

■<http://rodoundokenkyu.jimdo.com/>

■郵便振替 00130-7-360171

労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

経済の好循環実現に向けた政労使会議」が、昨年が続いて、9月29日に再開された。毎月一回開催し、12月にとりまとめるという。議論の前提として、政府は、「今年の賃金は過去15年間で最高水準となり」「政労使合意は有効であった」と主張する。本当にそうだろうか。一部大手企業において賃金が引き上げられたが、多くの中小企業労働者、非正規労働者と地方には波及していない。そして、消費増税、円安による物価高により実質賃金の目減りが進んでいるのが実態だ。

労働者の生活実感が、「改善されていない、かえって苦しくなっている」一方、企業の内部留保は、昨年の304兆円から328兆円と24兆円も増えている。復興特別法人税の1年前倒し廃止などにもかかわらず、労働者の賃金には回っていないのだ。有効求人倍率が増え、失業率が下がったとはいえ、増えた雇用は非正規雇用が圧倒的で、正規雇用は減少している。格差と貧困はさらに進行している。昨年の政労使会議合意のまやかさを批判し、労働者、労働組合の闘いによる非正規雇用労働者を含む全労働者の賃金引き上げを勝ち取っていかなければならない。

1964年、総評は春闘統一ストライキ闘争を呼びかけ成功させる中、対政府トップ交渉を申し入れ、太田・池田会談（政労トップ会談）を実現させ、公労協賃金の民間準拠方式春闘賃上げ相場とその波及メカニズムを政府に公認させた。闘いにより、政府を交渉の場に引き出した過去の経験から学ぶことを忘れてはならない。

その上で、今年は議論を賃金体系のあり方や休みと働き方改革、労働移動、女性・若者・高齢者の活用にまで広げようとしている。29日の第1回会合の冒頭、安倍首相は、具体的に「年功序列賃金体系の見直し」を提起した。子育て世代の処遇を改善するために、中高年労働者の賃金引き下げをするためという。これは、総額人件費抑制を計ってきた企業を応援し、成果型、能力評価型賃金体系への転換を促そうというものだ。この首相指示に基づき第2回会合では、日立、ホンダ、パナソニックの成果給賃金体系の実例が報告・議論された。政労使会議は「年功序列賃金体系」見直し議論が主役になったようにみえる。

賃金制度まで、政府・財界主導で変えられてはたまらない。賃上げも、その配分も、賃金体系も、労働者と資本の交渉で決めるべきもので、政府が口を出すものではない。政府がやらなければならないのは、働き過ぎ防止、過労死防止、非正規雇用労働者の権利確立均等待遇の実現だ。

昨年から、今年と引き続く、安倍主導の政労使会議に幻想を持ってはならない。

■「2015年労働運動研究討論集会」第一回実行委員会（呼びかけ人会議）

日 時 2015年1月24日（土）10時30分～13時

場 所 蒲田・日港福会館会議室

■公開「労運研第二回研究会」 テーマ＜公契約条例＞

報告「公契約条例の広がりといくつかの課題」小畑 精武氏

日時・場所 同上 14時～17時

参加費 賛同個人会員以外500円

労運研の合宿(といっても同じホテルに泊まり込む訳でもなく2日間連続の会議)が10月11日、12日、東京で開かれ38名が参加した。

初めに、安倍政権を取り巻く政局について共同通信労組委員長の明石謙一さんの特別講演を受けた。安倍首相は、第1次安倍内閣の反省を踏まえつつ、長期政権を維持し、歴史に残る名首相として「戦後レジームからの脱却」を成し遂げたいと画策している(詳しい報告は別稿参照)。

沖縄の報告を、台風のため上京できなかった福元さんによって全港湾書記次長の諸見力さんが報告した。続いて、各地区、各労組の報告を受けた。

<高知> 原発をなくし自然エネルギーをめざす運動を、地区の平和運動センターと市民運動が一緒になり、社民党、新社会党、共産党も巻き込んで展開している。

<兵庫> 労働法制破壊に反対する共同アクションを結成し、定期的な宣伝活動、学習会を行っている。

<山形> 県内のある連合地協では、メーデーが分裂した。原因は「原発再稼働反対」をスローガンにしないことを確認していたが、ある労組がシュプレヒコールをあげたので、今年から分裂メーデーになった。脱原発を主張する自治労、日教組を軸とする平和フォーラム系と電力総連系との対立は激しくなっている。製造業の多くの労組も原発関連の仕事を請け負っているため脱原発の声を上げないでいる。沖縄知事選挙でも電力総連は仲井真現知事を支持している。

<自治労> 大会で賃金闘争と政治対応方針が議論になった。人事院は給与の0.3%アップを勧告する一方で給与制度の総合的な見直しを勧告している。しかし、12県では国家公務員が高いとされ、統一闘争で反撃することが求められていた。全国のスト配置は10県本部、スト実施は3単組と惨憺たる状況であった。能力評価制度導入により、分限免職の可能性も出てくるが、それとたたかうべき主体が、たたかえない状態である。新しい政治対応方針は、民主党政権の失敗を中道・リベラルで克服しようというものであるが、結集軸が不鮮明になり、公明党や自民党ハト派とも手を組むことも想定されていると読めるものである。

<私鉄> 大会では今年の春闘で統一ストの事前設定をしなかったことが議論になった。ストを背景にしなければ要求を勝ち取ることはできないという代議員に対して、執行部はストをやらないと言っているわけではないと答弁しつつも、交通政策基本法第21条の運輸事業の人材育成など政策闘争の重視を強調し、住民に迷惑はかけられないと暗にストを否定する姿勢を示している。組合員は、かつて20万人と言われたが現在では12万人である。組合員減少の原因は、分社化、外注化、非正規職員の採用による。

<国労> 役員改選の大会ではないのに、委員長、書記長の辞任に伴い役員選挙が行われた。論争の根底には、国労を単一組織として維持するのか、JR会社ごとの連合組織とするのかがある。連合組織化を加速していこうとするグループが新執行部に選出された。

<東京せいそう> 区移管、民営化に伴い、8000人いた組合員が4000人になり、半減した。現場では、派遣労働者、労働組合の労働者供給事業による労働者が恒常的に就労している。派遣法改正

案は恒常的に派遣労働者を使おうとするものである。組織強化・拡大のために、専従者を増やして体制を強化していく。

<首都圏青年ユニオン> すき家では低労働条件による人員不足から6割の店舗で深夜営業をやめざるをえなくなった。深夜2名体制の店舗でも労基法通りの働き方であれば休憩時間は1名体制となるので、解決すべき課題は続いている。

<郵政産業ユニオン> 労働契約法20条の裁判を提訴した。労働相談が増え、組合員も増えている。

討論では、安倍政権打倒に向けた運動をどうつくりあげていくのが議論になった。原発再稼働反対、集団的自衛権行使反対の運動に比べて、労働法制改悪反対のたたかいが盛り上がっていないことが指摘された。原発再稼働反対、集団的自衛権行使反対については、連合の電力総連、電機連合、基幹労連など原発、兵器生産を推進している労組の妨害を跳ね除けて、平和フォーラム、9条の会などの取り組みをすすめていく一方、労働法制改悪反対については、連合も明確に反対を掲げているので、雇用共同アクションをはじめ、労働弁護団とも協力して幅広い運動を作り出す必要が述べられた。

問題は、労働組合の弱体化、戦闘力の低下である。非正規労働者を組織していくためには、まず労働組合同約や労働協約の適用対象を見直さなければならない。また、職場討議を行い、ひとりひとりの労働者を大切にす労働組合内の民主主義を確立することが、活性化の鍵である。労働契約法20条裁判のように差別撤廃を実現する運動については若い人も共感を持っている。労働現場の差別をなくしていくことが組織拡大の道である。また、反戦平和のたたかいを担う活動家を育てることが組織の継承にとっての課題である。

遠藤さんから労働法制をめぐる国会ならびに労働政策審議会の動向について報告を受けた。「残業代ゼロ法案反対」と言うのではなく、残業しなくても生活できる賃金、働き方を目指すべきであるとの指摘があった。労働契約法20条の理念は、労働契約法が適用されない公務現場でも実現しなければならない課題である。裁判闘争と共に、団体交渉で追求する課題として活かしていく必要がある。同時に公務職場の労働者にどこまで労働基準法、労働組合法が適用されるのか点検していくことも官製ワーキングプアのたたかいには重要である。

その他、農業労働者との連帯、技能実習制度の延長に伴う外国人労働者問題の取り組みなどが課題として指摘された。

労運研の体制として、副代表に垣沼（大阪）、福元（沖縄）を確認し、会員拡大を図ることにした。また今後の日程として、来年6月6日、7日に開かれる第3回労働運動研究討論集会に向け、1月24日に第1回実行委員会を、5月9日に第2回実行委員会を開催することを確認した。

第3回労働運動研究討論集会(予定)

日	時	2015年6月6日	13時開場予定
		6月7日	正午終了予定
場	所	東京・全水道会館(水道橋)ホール	

労運研秋季合宿の記念講演を共同通信労組委員長の明石謙一氏にお願いした。今秋季・年末にかけた闘争課題を議論する前に現安倍政権を中心とした政治状況について認識を共有しておきたいと考えたからである。この講演録は編集部が講演メモをもとに、その責任でまとめたものである。

明石さんは、96年に共同通信社に入社し、10年間の地方支局の勤務をへて、06年に本社勤務となり、政治部に在籍してきた。今年6月より労組専従として現職の任務に就いている。

氏は兵庫県相生市生まれ。相生市は石川播磨重工の企業城下町で、御祖父がその事業所の組合委員長をしていたこともあり、「少なからずこのような場所には、因縁を感じている」と言われ、終了後の交流会までお付き合いをしていただいた。あらためてこの紙面を借りてお礼申し上げます。

安倍総理の本音

安倍さんにとって、何が一番大切か。なるべく長く総理を勤めたいと。自分流に日本を染め上げていき、歴史に名を残したいのが本音でしょう。まず、安倍さんが総理たり得るためには、自民党総裁であり続けなければなりません。任期は2期6年。12年9月、野党時代に総裁になっているので、自民党総裁公選規程を変えない限りは、18年9月までの、あと4年間しか総理の座にはいることができないのです。ただ、安倍さんはその4年間の任期を全うするために、今、この時も、スケジュールを一生懸命考えているのだと思います。総理として再登板したのは吉田茂以来、二度目という戦後史でも珍しい経験を生かしているのではないのでしょうか。

マスコミ対策

メディアにいるものとして、安倍さんが心がけていると思うのはマスコミ対策です。安倍さんは民主党政権の菅直人元総理を徹底的に攻撃しましたが、ちゃっかり引き継いでいるところもある。それは、いわゆる「総理ぶら下がり」をしていないことです。菅さんが東日本大震災の理由に事実上取りやめ、野田さんも引き継ぎ、安倍さんも都合の良いときしか、ぶら下がりをしなくなった。民主党から立派に引き継いだ。官庁の事務次官記者会見を取りやめたのも引き継ぎました。

もう一つはインタビューを1社ごとに行う手法です。丁寧に分析をしていないが、やはり（憲法改正などで首相と立場が近い）読売、産経には手厚いのではないか。産経グループでは、「夕刊フジ」のインタビューも受ける。インタビューに応じるかどうかが総理次第になると、論調に対するプレッシャーにもなりうる。憲法改正や集団的自衛権に関するメディア間の対立は、これまでもあったと思う。ただ、当時の石破茂自民党幹事長が特定秘密保護法の法案審議中に「絶叫のデモはテロ」とブログで書いたのは、明らかな失言。憲法上の権利に対する挑発的な態度で、主張を超えて非難すべき所だったが、黙殺したメディアもあった。こういうところでマスコミが一致団結しなくなっている。一致団結すれば進退問題などになるが、そう発展しない変質を感じています。

国会運営

大きくいうとこれもメディア対策になるが、国会運営について、「強行採決」をしても、その印象を与えないようにすることに非常に意を尽くしている。第1次政権で、国民投票法はじめ強行採決を連発した。衆院の3分の2を頼みにして、自民公明の与党単独でもやっちゃう。法案を通すために、07年の通常国会の会期も延長した。

第2次政権では、どんな法案でも自民、公明だけが賛成という形にしない。広く全党に呼び掛けるポーズは取って、当時の日本維新の会やみんなの党といった、与党でもない、野党ともいいきれない「ゆ」党とでもいうような、仲間をつくる。

特定秘密保護法では日本維新とみんな。内閣人事局新設を柱とした公務員制度改革関連法案は民主党。国土強靱化基本法はなかなか賛成に回る政党がいなく、生活の党だけだった。それでも政権には、与党単独は避けたいという気持ちがあるのでしょう。

今後、集団的自衛権の関連法案では、どの政党がつくか。日本維新は分党し、大阪維新計と結いの党が「維新の党」をつくった。自民党の保守派からは「(結いの党の) 江田憲司、小野次郎といった官僚出身とはいえリベラルな連中に、維新が乗っ取られる」と危惧していたが、現に維新の党は民主党寄りになっていますね。江田さんは、結いの党当時から集団的自衛権には懐疑的です。またみんなの党も、自民党寄りだった渡辺喜美さんの存在感、影響力が低下しているのではないかと。(日本維新を割った) 次世代の党は、より保守的な内容を突きつけ、(政権は) 戸惑ってしまうかもしれない。どこと連携をとるかというのは、今後の政権戦略にも大きく関わってくると思います。

内閣改造をしないというのも、年功序列や派閥の意見に従って、「変な」議員をつかまされると、閣僚が不祥事を起こしたときの政権のダメージが大きい。内閣改造でも安定感のある閣僚は変えませんでした。金曜にサプライズの記者会見をして、週末の情報ワイドショーの話題を搔っ攫っているやり方も散見されます。

消費税が焦点

またスケジュール的な見方に戻りますが、安倍さんは(前回衆院選から) 4年以内、16年12月までに衆院選を戦わなければならない。どの時期に衆院選を設定するのが、今後4年間総理の任を全うするのにもっとも適切かを考えているはずで、(われわれの) 関心が大きく、見通せないのが衆院の解散時期だと思います。消費税を8%から10%に上げるべきかどうか、この判断と衆院選は密接に関わってくるのではないかと、永田町では衆目の一致するところでは、

引き上げは消費税増税法で定められていますが、付則で「経済状況の好転」を増税の条件にしています。11月17日の7~9月期の国内総生産の速報値公表や12月8日の改定値公表、こういったデータを元に最終的に判断しなければならない。

そして増税するか、どうかで、衆院選の時期を考えていくことになります。

まず、再増税をする場合、来年10月に増税される。再増税前だったらどうなのか。来年4月には統一地方選があります。地方選前の衆院選は考えにくいと与党の選挙担当者もいっている。でも地方選後、10月前にはどうか。考えないといけないのは、統一地方選後の国政選挙は投票率が低くなる。実際の活動部隊となる地方議員の選挙疲れがあるといわれている。直近では2007年の参

院選。安倍さんは惨敗し、退陣の引き金になっていることは間違いない。その時期の選挙は難しいのではないかと。

増税直後はさらに難しくなる。橋本龍太郎政権は1997年に消費税を5%に上げたが、翌年の参院選で大敗している。2016年に衆院選をするにしても、非常に選挙の時期が難しくなり、追い込まれてくる。(第2次政権発足の)当初、よく言われていたダブル選挙が果たして実施できるか。

<統一地方選、2つの注目点>

統一地方選の話が出てきたが、安倍さんの政権運営にとって、統一選は他に二つ大きな意味があります。一つは統一地方選前に集団的自衛権の関連法案を国会で審議することはないだろうということです。もう一つは、先ほども出ていた「ゆ」党が今後、どうなっていくかです。もっと言うと、大阪府の大阪維新の会の地方議員の人数です。府議は半減ではすまないだろうという見方もあります。維新の行く末、あと、名古屋の減税日本ですね。維新がどこまで議席を落とすか、票を落とすか。今後の衆院選の維新の議席も予想できることになります。衆院近畿ブロックは比例と小選挙区で77議席のうち、当時の日本維新は22議席獲得した。うち比例は10議席で、自民党を超えて第1党だった。

もう一つの選択肢は、再増税を先送りする場合です。来年の通常国会での法改正が必要になりますが、延期幅次第では、安倍さんは衆院選の時期について、消費税の呪縛から解放されることになります。

総裁選と県知事選

ほかにも絶対に安倍さんがこなさないといけにものがいくつかあります。もう一つの国政選挙、参院選があります。参院選に負けて、政権を去る人も少なくない。宇野宗佑さんや、橋本龍太郎さん、そして、第1次政権の安倍さんです。

また15年9月には自民党総裁選があります。ここも乗り切らなければいけない。9月に安倍さんは自民党役員人事と内閣改造に踏み切りました。注目されたのは石破茂幹事長の交代です。石破さんは12年の総裁選で決選投票まで戦った間柄です。国民的な受けは悪くない。

1年後の総裁選の最大のライバルと安倍さん周辺は目していたと思います。たとえば今年8月の自民党全国幹事長会議があって、自民党は都道府県連幹事長は大物県議というのが相場ですが、そこで、5つの県連幹事長が石破幹事長の続投を表明したというのですね。党内では、この一件が、幹事長交代を安倍陣営に決断させたという指摘もあります。やはり、石破さんは地方で受けがいい。国会議員の掌握にはあまり汗をかかないが、演説はそこそこ上手で、地方出張にもよくいきます。

くわえて先ほども出てきた総裁公選規程が改正されて、国会議員票と地方票が同数になるよう調整することになった。地方票があなどれなくなったわけです。地方票が力を持つ限り、石破さんは侮れない。だから、幹事長からは切り離れたが、野には放さず、閣僚として「軟禁」することにしようという見方があります。

実際に、石破さんは地方に甘く、大きな選挙の調整でも都道府県連の自主性に任せる傾向が強かったんですね。その状態で、福島県知事選、沖縄県知事選が暗礁に乗り上げていたんですね。自民党は滋賀県知事選で、民主党の国会議員だった候補に敗れてしまった。福島県知事選で自民党県連が最初推していた元日銀支店長では、勝算が見込めなかった。沖縄県自薦も辺野古移設を認めた

仲井真弘多さんではなかなか難しい。自民党としては3連敗を避けたい。そこで地方組織に甘い、石破さんと河村建夫選対委委員長、2人そろって交代になった。石破人事は目先の知事選と、1年後の総裁選人事を考えた措置だと思います。ただ、自民党も2連勝とは思っていない。福島は勝つが、沖縄では那覇市長だった翁長雄志が勝つと見ている。ただ、3連敗は免れたと考えている。

知事選でもう一つ、ダークホース的な存在が来年2月の山梨県知事選です。注目点は民主党衆院議員の後藤齋さんが出馬するかどうかです。出馬すると、補選が統一地方選と同じ4月に発生します。結果によっては、その後の集団的自衛権の審議にも影響がでると思います。原発再稼働についても、申請書は数万ページに及びますし、川内原発の場合、鹿児島県と薩摩川内市から同意を得れば構わないと言われてはいますが、周辺自治体の動向も気になるところです。

憲法改正とまとめ

安倍さんは、今後の四年間で憲法改正はしたいと考えていると思います。ただ、参議院が3分の2をキープしていないので、どういう枠組みを考えるかということになる。現状では国民投票の投票年齢が18歳で、公選法の選挙権年齢は20歳。選挙権年齢も18歳にそろえる事が改憲前の課題になる。今臨時国会の終盤に、法案提出までもって行きたいが、足を引っ張る勢力もある。憲法審査会というのは安倍政権の中であって、若干景色が違う。中山太郎さんがつくったしきたりだが、「広範な合意が必要」との認識のもと、通常の国会質疑時間は会派の議席に比例して配分するが、憲法審査会は議席数に関係なく自由に発言できる。公聴会も予算案は二ヶ所だが、国民投票法制定では衆院は高等裁判所のある府県と沖縄で実施した。自民党憲法改正推進本部の船田元・本部長も中山さんを引き継ぎ、改憲志向に変わりはないものの、各党間で丁寧に手続きをすすめています。

最後にまとめると、安倍さんは日本を自分色に、「美しい日本」に染め上げたい一念であろうが、今後4年間、総理の任を全うするためには、次の衆院選で勝つことが大事で、それは消費税の再増税をどう扱うかにかかっているということです。

女性コーナー

女性の活躍推進法ですべての女性は輝けるのか！

柚木康子(均等待遇アクション 21 事務局)

安倍首相は国連総会の一般演説で女性の労働機会、活動の場の充実は今や焦眉の課題と語るなど、海外で女性活用をさかんに謳っている。2014年6月24日閣議決定された「日本再興戦略改定2014」では「担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革」を掲げ、女性の更なる活躍促進として「学童保育の拡充」と「女性就労に中立的な税・社会保障制度の実現」を、働き方改革では「働き過ぎ防止のための取組強化」、「時間ではなく成果で評価される制度の改革」、「多様な正社員の普及・拡大」を、そして外国人材の活用で「特区での外国人家事支援人の受け入れ」などを掲げた。

8月7日女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築に向け、労働政策審議会雇用均等分科会が始まり、たった5回の審議で9月末に建議(民間部門)となり、10月7日法案要綱を諮問・答申した。これらの動きに対し、男女平等な職場の実現を求めてきた女性たちは、政府はいったい何をしようというのかと活動を開始し、呼びかけ人方式で9月10日には院内勉強会『女性の活躍推進に向けたあらた

な法的枠組みの構築』って何？」を衆議院第一議員会館で開催、9月29日には院内集会「これでいいの？『女性活躍法』を、10月31日には院内勉強会「女性の活躍法を真のポジティブ・アクション法に！」開催した。多くの女性たちが一体どうなるのかに関心を持って参加してくれた。

私は今回の雇用均等分科会を2回目から傍聴してきたが、厚労省の姿勢は2012年10月の均等法見直し時とは全く違っていた。日本は国連女性差別撤廃委員会による総括所見やILOから差別の定義の明確化や男女賃金格差の是正を強く求められており、均等法改正は是正のチャンスであったが、経営側も厚労省にもやる気のカケラも見られなかった。今回は様変わりであった。労働側委員も非正規も含めたすべての女性を対象に、長時間労働をなくすことが必要、賃金是正も必要と頑張り、建議には大部反映された。そして10月17日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」が閣議決定され、同日国会に提出された。

女性の活躍推進法は、官民の事業主に「女性の職業生活における活躍」にむけた行動計画策定を義務づけるポジティブ・アクション法だ。ポジティブ・アクションとは「社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置（内閣府男女共同参画局HP）」だ。

法案を見てみよう。まず目的（1条）には「この法律は、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要になっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり・・・」（下線は加筆）と書かれている。男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとりとはあるものの、女性の活躍推進が、少子化のため、社会経済情勢の変化に対応するためであり、決して「女性の人権」のためではないことが露骨だ。

基本原則（2条）には1項に「女性の職業生活における活躍の推進は、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じて、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行わなければならない」とある。1条と2条1項にある「女性」には6割にも及ぶ非正規で働く女性はもちろん雇用形態や年齢、婚姻の有無など家族関係を問わず、すべての女性を対象とすることを明確にする必要がある。

2条2項には「女性の職業生活における活躍推進は、（中略）家族を構成する男女が、相互の協力の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境を整備することにより職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行わなければならない」とある。家族を構成する男女というが、シングルマザーを始め、家族の構成は多様であり、この表現は修正されるべきだ。さらに職業生活と家庭生活との両立のためには、男性の長時間労働の是正が必須だ。

8条では一般事業主に対する行動計画の策定について規定している。1項では301人以上を常時雇用する事業主は今後定める「事業主行動計画策定指針」にもとづいて一般事業主行動計画を定め、厚労大臣への届出が求められる。2項では行動計画には①計画期間、②取組の推進により達成しようとする目標、③取組の内容及びその実施時期を定める。3項では行動計画を定めたり変更する時には、①採用者に占める女性労働者の割合、②男女の継続勤続年数の差異、③管理的地位にある労働者に占める女性割合その他の状況を把握し、改善すべき事情について分析したうえで行うこと、目標は数値を用いて定量

的に定めること、行動計画は労働者に周知することを求めている。300人以下の企業も努力義務となった。3項に関し、建議には③としてあった「労働時間の状況」がなくなった。10月31日の院内勉強会で厚労省の担当者は、質問に対し労働時間は「その他の状況」に含まれると答えたが、それなら明記すべきだろう。その他把握すべき事項には、男女の考課結果の分布状況、賃金格差の状況、昇進の状況なども必要だ。もう1点、官である特定事業主には毎年1回取組の実施状況の公表の義務付けと目標達成の努力が求められている(15条6・7項)のに一般事業主にはないことも法の実効性に疑問符がつく。

「すべての女性が輝く」と言いながら、新法には6割が非正規の女性の賃金・労働条件の向上につながる施策、長時間労働の是正は見えない。派遣法大改悪や成果による時間管理＝残業代ゼロ・過労死促進は「女性の活躍推進」には真逆のものだ。結局安倍政権の女性活躍は、一握りの女性たちを意思決定の場に参加させ、長時間労働の男性と競争を迫り、残りは今まで通り安く働けとなりかねない。今必要なのは異常な長時間労働をなくすこと、女性の労働を正當に評価し賃金を上げることだ。

私 も 一 言

安倍政権が目玉とする「女性の活用」

大阪教育合同労働組合 副執行委員長 大椿裕子

安倍政権が成長戦略の目玉とする「女性の活用」。その象徴として、過去最多5名の女性議員が起用されたが、小淵、松島両女性大臣の同日辞任、片山さつき参院外交防衛委員長の中立性に欠ける議会運営が批判の的となり、既に失速気味だ。小淵・松島議員と同程度のことは、他の政治家もやっているだろうが、安倍政権打倒に向け、まずは女性議員の取り崩しから始まるころに、ある意味、この国の政治が真に男社会の理屈で成り立っていることを感じ、複雑な思いを抱いた。しかし、安倍首相の考えに忠実な操り人形に過ぎない彼女達が、私たち女性が抱える問題を代弁できるなどとはそもそも期待していないので、擁護する気はない。

安倍政権は、女性の活躍推進のために、家事を支援する外国人労働者の受け入れを、国家戦略特区で解禁する方針を固めた。特区法改正案を臨時国会に提出し、成立すれば、今秋にも大阪・京都・兵庫の3府県で受け入れを始めると言う。受け入れ国は限定しないが、フィリピン、インドネシアなど東南アジアが中心となる。

この政策を通じ、しみじみと痛感するのは、男はとことん「家事労働は女の仕事」「男がやる仕事ではない」と未だに思っていることだ。更なる経済活動促進のために、女もドンドン働いて、しっかり稼ぎ手になってくださいな。だけど、そうなれば家庭のことはおろそかになる。掃除の出来ない家に帰るのは嫌だよな。帰ったら、「はい、ご飯」って出て来て欲しいもんな。親の介護も誰がしてくれるんだよ？まさか俺？ヤダヤダ、やんない！やるわけないだろう！じゃあ、妻の代わりに家事やってくれる人、東南アジアあたりから雇ったら！と言うのがこの法案。「家族で協力して家事したらすむ」とはならない訳だ。そもそも、家政婦を雇える経済力がある家庭がどれ程あるのだろうか？食事を作る、片付、掃除、洗濯をする、それら自分が生きていくための日々の営みを手放して、ただただ働くだけの生活が、私たちの望む暮らしなのだろうか？私はごめんだ。

20代の終わり、フィリピンに住んでいた。あるフィリピン人の友人は、5人の子どもをフィリピンに残し、現在、夫婦でドバイに出稼ぎに行っている。夫はエンジニアとして、妻は家政婦として。友人には、まだ親の手が必要な小さな娘がいる。しかし今、友人が世話をしているのは、自分の娘

ではなく、アラブ人の他人の子どもだ。私はこの現実に、釈然としない思いを抱く。

フィリピン経済を支えているのは、約 1000 万人いると言われる海外出稼ぎ労働者からの送金である。国内に雇用がない彼女たちは、家族を支えるために仕事を求め海外に出る。どうやってフィリピン国内に雇用を生み出すか、その問題には疑問すら抱かず、自国の経済活動促進のために、仕事が欲しいフィリピン人たちの足下を見るよう安倍政権の浅ましさが、私にはどうしても許せない。海外で働く家事労働者に関しては、賃金の未払い、長時間労働の強制、身体的・性的虐待などの問題が常に起こっている。今の出入国管理法は、外国官の家庭などで働く場合を除き、家事労働を目的とした外国人の入国を認めていないにも関わらず、急ごしらえの改正で、今秋から家事労働者を受け入れるという。介護士・看護師受け入れにも失敗した反省は、どこにもない。

派遣法改悪、残業代ゼロ法、日本人の労働者すら守る気のない安倍政権が、外国人労働者の権利を守るはずがない。性差別と途上国への差別を据え置いた、この政策の導入に、安倍政権の浅ましさを痛感し、私は怒りで震える思いである。

「歴史に学ぶな」鈴木邦男著 (株) d Z E R O 発行 長尾 伸夫(全港湾四国地本)

私の本を選ぶ基準は、考え方が偏らないようにできるだけ様々なジャンルの本を読むことです。ですから左翼系の本だけではなく、右寄りの本にも目を通すようにしています。

今回、取り上げる「歴史に学ぶな」は、新右翼団体「一水会」顧問の鈴木邦男氏の最近の著作です。鈴木氏の著作は、平易な文章で書かれているので、読解力の弱い私にとって右翼系の人たちの考え方を知るのに好都合です。

まず序章の「坂本龍馬はまだ生まれていません」です。著者が音楽家の坂本龍一さんと対談した時、著者は坂本さんに「龍一という名前は、坂本龍馬から取られたのか」と尋ねました。しかし、坂本さんは「私が生まれた時にはまだ坂本龍馬は生まれていません」と答えたそうです。それは坂本龍馬が歴史上の偉人となったのは、司馬遼太郎の「竜馬がゆく」が書かれた 1962 年以降ですと。坂本さんが生まれた 1952 年には、坂本龍馬は日本人の心の中に生まれていなかったということなのです。

歴史というのは、後世の人によって創られるものであり、その歴史をそのまま学ぶのは、危険だということです。ある雑誌によるアンケートで、若い女性が彼氏にしたい歴史上の人物の上位 3 人は、坂本龍馬、織田信長、土方歳三という結果だそうです。坂本龍馬はまだ良いとしても、あとの二人は、下手をすれば殺されてしまう相手であり、歴史を完全に誤解していると嘆いています。

序章の「ゲーム感覚で語られる戦争」で著者は、戦争はひたすら暗く救いがないと書いています。悲惨な戦争の中でも人間的なふれあいや愛があったなどというドラマや小説に騙されて戦争を美化してしまう。安倍首相のお友達である百田直樹氏が書いたベストセラー「永遠の 0」などはその典型でしょう。戦争で死ぬことを拒否し続けてきた主人公が、最後は愛する人のため特攻で死んでゆくというストーリーは、戦争賛美そのものです。ただし「永遠の 0」は、読みものとしてとても面白いので、気を付けて読まなければなりません。騙されないようにしましょう。

本文は第 1 章から第 5 章までありますが、第 3 章「全部自虐のおかげ」を読んだ感想として、この著者は本当に右翼なのかという疑問がわいてきます。本物の右翼であれば、国を思う心は左翼と共通して

いるのだという安易な結論を出すべきでないと思います。しかし、どう読んでみても左翼である私たちへの応援歌のようであり、私たちの運動のヒントが盛りだくさんです。特に私たちを自虐史観だと攻撃している勢力に対する有効な反撃方法が第3章にあります。自虐史観に対して彼らの主張する自尊史観には、他虐が含まれていると説く。在特会のヘイトスピーチは、自尊他虐の典型です。自尊を主張するなら他虐をしなければ他国の人々には受け入れてもらえないと説く著者の主張は、説得力があります。大きな声で「反韓、反中」を叫び、市民運動や平和運動を攻撃している勢力に対しての有効な反撃の書として、一度読んでみる価値がある本です

労運研討論集会実行委員会の取組みに参加・賛同してください

労働運動研究討論集会の呼びかけ人は、個人の資格で呼びかけ人となっています。討論集会を充実していくために年数回の実行委員会を開催します。課題別の「研究会」も当面東京での開催になりますが、暫時企画する予定です。趣旨に賛同する多くの皆さんに、あらためて「賛同団体・個人会員」になっていただくよう呼びかけます。(表紙下記で、アドレス等は確認して下さい)

- (1) 実行委員会の活動を財政的に支えるために、賛同人は、年間1口2,000円(ワーキングプア免除あり)、賛同団体年間1口5,000円とします。もちろん何口でも大歓迎ですが、一口でも、何口でも権利は変わりません。
- (2) 賛同人、賛同団体に対してはメールマガジン「労運研レポート」を発行し、闘いの情報を交換するようにします。
- (4) 労働運動研究討論集会のホームページを作成し、私たちの活動を広く知らせるようにします。

*表紙下記のメールアドレスまたは、ホームページ(問い合わせ)より申し込みください。振替用紙をお送り致します。通信欄に①お名前(あれば肩書き・団体名)、②ご連絡先(必ずメールアドレス)をお願いします。賛同人・団体の氏名は公表しません。 *納入金額は何口でも可です。(ワーキングプア免除は自主申告・納入金額もいくらでも可です。

編集後記

▼つい1カ月前と少し前、安倍首相は臨時国会冒頭の所信表明演説で、「女性が輝く社会」を目玉政策に掲げた。それは、女性活躍推進法案に具体化され、成立させたい重要法案に数えられている。

▼女性活躍推進法案は、「2020年までに女性管理職を3割にする」という首相の号令のもと、①企業の女性活躍の取組み、女性の待遇改善、企業による仕事と家庭の両立など女性の働きやすい職場づくり、②待機児童解消、子育て支援制度、妊娠から出産まで切れ目のない支援など、女性が働ける環境整備の2つが柱である。一見、至れり尽くせりのプランである。▼このプランは、実は地方創生と一体である。生産年齢人口が減少し続けているなかで、女性は新たな成長を目指す「日本再興戦略」の「最大の潜在力」とみなされている。「日本再興戦略」は、「2020年に25〜44歳の女性就業率を73%にする」とことを目標にした。「2020年までに女性管理者3割」という目標は、その他大勢の女性を動員するための見せ球だ。▼ちなみに2013年の民間平均給与は414万円。ところが、男性平均514万円に対して、女性は272万円と男性の約半額である。働く女性1892万人の多くが非正規で、その平均賃金は168万円と超低額。その年の女性就業率は69.5%、それを2020年に73%に上げるのは了としても、性別待遇格差の解消はもとより、低賃金の構造的温床となっている非正規労働の抜本的見直しが必要であることはいままでもない。▼しかし、政府は労働者派遣法を改悪し、非正規の制度的固定化と量的拡大に進み、女性が輝く社会の欺瞞を見せつけている。▼女性が輝く社会は、男性が企業の前に鬱屈し、くすぶる社会を返上し、非正規労働廃止など労働として男女共同のたたいの発展によってのみ可能と考えるが引き続き誌上での討論を続けたいと考えている。